

## 沖縄空手会館「飲食施設出店業者」募集要項

沖縄空手会館指定管理者：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、沖縄空手会館内飲食施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、「飲食施設出店業者」の募集を行います。

### 1. 募集の目的

沖縄空手会館利用者へのサービスと利便性の向上を図るため、沖縄空手会館内「飲食施設」の出店業者を募集する。

当会館飲食施設は、来館者の憩いと交流の場所として展示施設内の眺望の良い場所に配置されており、空手関係者以外の利用も想定されている。

沖縄空手会館という沖縄文化の発信拠点として、その特性を活かしたメニューを提供するとともに、地元生産者との連携や地域食材の活用を図ることで地場産業の振興に資する。

### 2. 施設の概要

#### (1) 施設の名称

沖縄空手会館

#### (2) 沖縄空手会館設置目的

本県の歴史及び風土に培われた空手道・古武道の保存及び活用を促進するための施設並びに空手道・古武道に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するための施設を提供することにより、空手・古武道を普及し、将来にわたって継承し、及びそれらを介した国内外交流の促進を図り、もって本県文化の振興に寄与する。

#### (3) 飲食施設の所在地

沖縄県豊見城市豊見城 854-1（沖縄空手会館展示施設内）

#### (4) 沖縄空手会館飲食施設の規模等

- ① 設置場所：沖縄空手会館展示施設内
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造り
- ③ 建築面積：140.17 m<sup>2</sup>（厨房、パントリー及び飲食コーナー）
- ④ 貸与設備：椅子・テーブル、厨房機器一式

#### (5) 沖縄空手会館展示施設の開館時間・休館日等

- ① 開館時間：原則として午前 9 時から午後 6 時
- ② 休館日：毎週水曜日、12 月 30 日から翌年 1 月 3 日までの日、等

### 3. 募集予定業者

飲食施設を経営する事業者

### 4. 応募資格

- ① 沖縄県内に本店又は支店・営業所を有し、国税及び地方税の滞納がないこと
- ② 食品衛生法、環境衛生・消防各法など営業に必要となる関連法令を遵守し、営業等の適正な管理体制が確立できること
- ③ 公共の安全を脅かすおそれのある団体との関係を有しないこと
- ④ 沖縄空手会館指定管理者（平成 29 年度から 31 年度指定管理者：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー）からの指示に対して十分な対応ができること

### 5. 営業内容

飲食施設の営業

### 6. 募集方法

ホームページによる公募とする。

### 7. 出店の条件

- ① 沖縄空手会館の事業、飲食施設スペースを考慮し、施設利用者の利便性を踏まえた営業ができること
- ② 施設及び沖縄空手会館周辺エリアの景観・雰囲気にも適合した営業ができること
- ③ 沖縄空手会館が行う各種事業等に、意欲的に協力すること
- ④ 営業状況により、従業員の応援体制が完備されていること
- ⑤ 食品衛生責任者を置き、安全で衛生的な営業を行うこと
- ⑥ 使用許可条件を遵守すること
- ⑦ 防火管理者を配置し、関連法令に基づく防災計画・消防計画等を作成し、火災等の発生防止及び災害発生時に確実に備えることができること
- ⑧ 善良な管理者の注意をもって維持管理し、使用物件を営業内容以外の目的で使用しないこと。また、第三者に使用させないこと
- ⑨ その他、沖縄空手会館からの指示に対して十分な対応ができること

### 8. 営業日・営業時間

営業日は、沖縄空手会館の開館日とし、営業時間は、午前 11 時から午後 6 時迄とする。ただし、やむを得ない事情により開館日に閉店する場合、又は営業時間を変更する場合は、変更しようとする日の 2 週間前までに理由を付した文書により沖縄空手会館の許可を得るものとする。

### 9. 営業開始時期

平成 31 年 4 月 1 日からの営業開始を予定する。※応相談

## 10. 使用料及び光熱費

### (1) 使用料

789,414 円/年額（沖縄県行政財産使用料条例に基づく）

※沖縄県にて現在調整中。多少金額変更の可能性あり。

※来年 10 月以降、消費税増税に伴い使用料変更の予定あり。

### (2) 光熱費

実費負担とする。

### (3) その他

備品（冷蔵庫等）のリース料

## 11. 事前協議事項

使用の許可を受けた者が以下の項目について決定を行う場合には、事前に沖縄空手会館と協議をしなければならない。

- ① 提供するメニュー及び単価
- ② 施設または施設利用者に影響がある事項
- ③ その他必要な事項

## 12. 使用許可等

### ① 使用許可の期間

営業開始年度は、許可日から平成 32 年 3 月 31 日までとし、その後は使用条項を遵守しない場合を除き更新できるものとする。但し、指定管理者の変更が生じた場合は協議事項とする。

- ### ② 営業に要する諸費及び光熱水費、清掃費等は一切使用許可を受けた者の負担とする。

## 13. 応募スケジュール

出店に興味がある方は、平成 31 年 2 月 28 日（木）までにご連絡下さい。

## 14. 応募方法

応募にあたっては、次の書類を各 1 部提出してください。なお、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

### 【提出書類】

- ① 出店申請書（第 1 号様式～第 5 号様式）
- ② 消費税、地方消費税、法人税又は申告所得税の納税証明書（所管税務署の発行する納税証明書）
- ③ 市、町、村税の納税証明書
- ④ 法人登記簿謄本

## 15. 選定及び審査基準

### (1) 選定方法

飲食施設出店業者の選定は、次のとおり行います。

① 応募資格審査

資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とします。

② 審査

提出書類について審査を行い、点数の高い者を出店業者として選定します。

なお、次の要件に1つでも該当した場合には、失格とします。

ア 出店業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ 料飲施設の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合

エ 適正な人員配置が困難とされた場合

※必要に応じて、プレゼンテーションを行う場合があります。

※採点にあたっては、サービスの維持向上及び稼働率アップ（集客等）の取り組みについての評価に比重が高まるよう配点されます。

(2) 審査基準

以下の項目全てを評価する総合評価方式により選考します。

① 適格性：業務遂行主体としての適格性

② 健全性：飲食店出店業務を継続していける財務状況についての判断

③ 安全性：

- ・適正な人員が配置できるか。
- ・飲食店管理に関して経験や知識があるか。
- ・事故防止などの安全対策及び急病、事故、災害発生時など緊急時の対応及び実施体制は十分なものとなっているか。

④ 効率性：コスト低減

⑤ 効果性：サービスの維持向上

- ・清掃、施設点検、修繕及び地域利用者に貢献する内容が、OCVBが想定する管理水準を維持できるか。
- ・サービスを向上させるための実行可能な提案があるか。
- ・これまでにない新たな視点、取り組みがなされているか。

⑥ 収益性：稼働率アップ（集客等）の取り組み

⑦ 妥当性：適切な事業計画

- ・計画書を実行するための人員、時間、予算等の裏付けはあるか。
- ・提案内容は、沖縄空手会館の設置趣旨を理解し、利用者のニーズを捉えた内容になっているか。

(3) 最も効果的かつ収益的な管理が実施できる業者を選定し、選定結果は原則として公表します。

【問い合わせ・申込先】

沖縄空手会館管理事務所 担当：天久・照屋・屋良

〒901-0241 豊見城市字豊見城 854-1

TEL：098-851-1025 Fax：098-851-0241

E-mail：okinawa-karatekaikan@ocvb.or.jp